綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ひとり親家庭等の児童が交通費の経済的負担を理由として進学先の選択肢を狭め、学びの機会を失うことのないよう、高等学校等への通学に要する経費の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和５１年綾瀬町規則第１５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親等　綾瀬市内に居住し、綾瀬市から児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号。以下「法」という。）による児童扶養手当の支給を受けている者又は綾瀬市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成４年綾瀬市条例第１号。以下「条例」という。）による医療費の助成を受けることができるひとり親家庭の父若しくは母及び養育者をいう。

(2) 対象生徒　法第３条第１項に定義される児童その他市長が必要と認める者で、次号に規定する高等学校等に在学しているものをいう。

(3) 高等学校等　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に定める高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）及び高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）、同法第１２４条に定める専修学校（高等課程又は一般課程に限る。）並びに同法第１３４条に規定する各種学校のうち市長がこれらに準ずると認めたものをいう。

(4) 定期券　通学定期乗車券（これに準ずるものを含む。）をいう。

(5) 駐輪場定期利用　１月以上の期間にわたり有料の自転車駐輪場を定期利用することをいう。

（補助対象者）

第３条　この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、第６条の規定に基づき申請を行う時点において、ひとり親等であ

り、かつ、対象生徒を監護及び養育しているものとする。ただし、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和２９年５月８日社発第３８２号厚生省社会局長通知）に基づく保護を受けている者は、対象としない。

２　対象者が法第９条から第１１条までの規定により補助対象者に係る児童扶養手当の全部を支給しないとなった場合又は条例第４条の規定によりひとり親家庭等医療費助成の対象者とならなくなった場合は、当該年度の間についてのみ引き続き対象者とみなす。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、申請を行う日の属する年度の間に対象生徒が自宅から高等学校等へ通学することに使用する定期券（電車又はバスに限る。）の購入及び駐輪場定期利用に要した額とする。ただし、他に補助等を受けている場合は、その額を控除するものとする。

２　前項の場合において、定期券の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路により算出した額とする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、支給対象となる年度において対象者が自ら監護し、及び養育する対象生徒について支払った対象経費の額とし、生徒１人につき年間１２万円及び合計３６万円を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該年度の途中から対象者の要件を満たすこととなった場合の補助金の額の上限は、当該要件を満たすこととなった日の属する月の翌月から当該年度の３月までの月数に１万円を乗じて得た額とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付申請書兼請求書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、対象経費の支払いを行った日から３月が経過する日、当該定期券の有効期間の末日又は対象経費の支払いを行った日の属する年度の３月３１日までのいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。ただし、児童扶養手当を受給している申請者（過去にこの要綱による補助金の交付を受けた申請者であって、直近の交付における振込先口座を変更しないものを含む。）は、第３

号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 次に掲げる書類のうち、交付を受けようとする対象経費に係るもの

ア　購入した定期券の氏名、金額、区間及び有効期間を確認できる書類又はその写し

イ　駐輪場定期利用に係る利用者の氏名、利用料の額、利用期間、当該駐輪場の所在地等が確認できる書類又はその写し

(2) 高等学校等に在籍していることを証する書類又はその写し

(3) 補助金の振込先口座のわかる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、災害その他のやむを得ない特別の事情により、前項の期限までに申請を行うことが困難であると市長が認める場合は、当該事情がやんだ日から３月が経過する日までの範囲内で市長が定める日を申請の期限とすることができる。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、速やかに綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の場合において、対象経費の利用の期間が複数年度にかかる場合は、その年度の区分ごとに交付の可否を決定する。

３　市長は、前２項の規定による補助金の交付決定後、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる口座に補助金を支払うものとする。

(1) 申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合　児童扶養手当の振込指定口座

(2) 申請者（前号に掲げる者を除く。）が第６条第１項ただし書の規定の適用を受ける場合　直近の交付における振込先口座

(3) 申請者が前２号に該当しない場合　申請者が指定した口座

（変更の申請）

第８条　補助金の交付を受けた申請者のうち、交付決定を受けた定期券及び駐輪場定

期利用の期間内に対象生徒の通学経路等の変更により対象経費の額に変更があったものは、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更申請書兼請求書（第３号様式）に第６条第１項各号に規定する必要書類を添えて、市長に提出するものとする。

２　前項の申出は、事由の発生した日から１５日以内に行うものとする。

（変更の決定）

第９条　市長は、前条の規定による変更の申請があったときは、内容を審査し、速やかに補助金の変更の適否について綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更交付（不交付）決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により補助金の額を増とする決定をした場合は、第７条第２項の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「申請者」とあるのは、「変更の申請をした者」と読み替えるものとする。

３　市長は、第１項の決定により過払い金が生じた場合は、相当額の返還を当該申請をした者に請求できるものとする。

（資格喪失等）

第１０条　補助金の交付を受けた申請者は、交付決定を受けた定期券及び駐輪場定期利用の期間内にひとり親等でなくなった場合は、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失届（第５号様式）に必要書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

２　市長は、補助金の交付を受けた申請者が交付決定を受けた定期券及び駐輪場定期利用の期間内において、ひとり親等でなくなったと認めたときは、綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失決定通知書（第６号様式）により当該申請者に通知する。ただし、当該申請者が死亡した場合は、この限りでない。

３　前条第３項の規定は、前項の決定により過払い金が生じた場合に準用する。

（交付決定の取消し等）

第１１条　市長は、申請者が偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

２　市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告の徴収等）

第１２条　補助金の交付を受けた申請者は、この要綱による補助金の適正を期するために必要があると市長が認めるときは、市長の求めに応じ、報告し、又は対象経費に係る関係書類その他の物件を提出しなければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第１３条　補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、同日以後に定期券を購入した場合の対象経費から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後に購入した定期券及び同日以後に支払いをした駐輪場定期利用について適用する。

３　この要綱の施行の日前に購入した定期券に係る補助金の交付については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

４　改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第１号様式（第６条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名

電話番号　　（　　）

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。併せて、交付決定後、決定された補助金の交付を請求します。

なお、申請に当たり、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

対象生徒	フリガナ			
	氏名		生年月日	年　月　日
	住所			
	学校名		学年	年生
	学校所在地			

補助金申請額	公共交通機関名 若しくは駐輪場の名称		金額	円
	購入区間 駅名・バス停名			
	有効期間／契約期間	年　月　日　～　年　月　日		
	公共交通機関名 若しくは駐輪場の名称		金額	円
	購入区間 駅名・バス停名			
	有効期間／契約期間	年　月　日　～　年　月　日		
	定期券等金額合計	円		

児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当の振込先口座に支給されますので、以下の記入は不要です。

振込先口座	フリガナ									
	口座名義人									
	金融機関コード		支店コード							
	金融機関名		支店名							
	預金種目	普通	口座番号							

第２号様式（第７条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱第７条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="2">□　交付する。　　□　交付しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">交付する場合</td><td>交付対象となった生徒</td><td></td></tr>
<tr><td>交　付　月　分</td><td></td></tr>
<tr><td>交　付　決　定　額</td><td></td></tr>
<tr><td>交　付　予　定　日</td><td></td></tr>
<tr><td>交付しない場合</td><td colspan="2">理由</td></tr>
</table>

この通知書は、交付が完了するまで大切に保管してください。

※　振込口座情報記載の不備等による振込不能の場合は、本通知が届いても振り込まれない場合があります。

第３号様式（第８条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更申請書兼請求書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所

フリガナ
氏　　名

電話番号　　（　　）

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金の交付の決定を受けた内容を変更したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。併せて、変更交付決定後、交付金額が増額となる場合は、決定された補助金の交付を請求します。

なお、申請に当たり、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

変更する項目	変更前	変更後

変更する理由

児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当の振込先口座に支給されますので、以下の記入は不要です。

振込先口座	フリガナ									
	口座名義人									
	金融機関コード		支店コード							
	金融機関名		支店名							
	預金種目	普通	口座番号							

第４号様式（第９条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金変更交付（不交付）
決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金交付要綱第９条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="2">□　交付する。　　□　交付しない。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">交付する場合</td><td colspan="2">交付対象生徒</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付月分</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(変更前)補助金交付決定額</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">(変更後)補助金交付決定額</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">増額の場合</td><td>追加交付決定額</td><td></td></tr>
<tr><td>交付予定日</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">減額の場合</td><td>返還請求額</td><td></td></tr>
<tr><td>返還期限</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付しない場合</td><td>理由</td></tr>
</table>

この通知書は、交付又は返還が完了するまで大切に保管してください。

※　振込口座情報記載の不備による振込不能の場合は、本通知が届いても振り込まれない場合があります。

第５号様式（第１０条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失届

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

申請者　住　　所

フリガナ

氏　　名

電話番号　　（　　）

ひとり親家庭等高等学校在学生徒交通費補助金交付金補助要綱第１０条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、ひとり親家庭等高等学校在学児童交通費補助金の要件の確認及び交付のため、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費助成の受給に関する記録を綾瀬市が確認することに同意します。

<table>
<tr><td rowspan="6">対象生徒</td><td colspan="3">フリガナ
氏　名</td><td colspan="2">生　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>学校名</td><td></td><td>学年</td><td colspan="2">年生</td></tr>
<tr><td>学校所在地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>資格喪失事由</td><td colspan="5">□市外に転出するため
□児童扶養手当の資格を喪失したため
□ひとり親家庭等医療の受給資格を喪失したため
□生活保護受給のため
□払い戻しをしたため
□その他　（　　）</td></tr>
<tr><td>資格喪失事由発生日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
</table>

第６号様式（第１０条関係）

綾瀬市ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金資格喪失決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長　　印

次のとおり、ひとり親家庭等高等学校等在学生徒交通費補助金の受給資格がなくなりましたので、通知します。

１　受給資格喪失理由

２　資格喪失日　　年　　月　　日

３　交付年月　　年　　月　～　　年　　月

４　交付額　　円

５　補助金返還金決定額　　円

この通知書は、返還が完了するまで大切に保管してください。